

平成28年度 山形県屋外広告物審議会議事録

1 日 時 平成28年10月28日（金）14時00分から15時40分
2 場 所 県議会南棟2階 第1会議室
3 出席委員 秋野委員、杉山委員、高澤委員、三原委員、山畠委員、和田委員、上坂委員、加藤委員（代）、土田委員（代）、遠藤委員、佐藤委員、鈴木委員

欠席委員 井上委員、大澤委員、山科委員、熊坂委員

4 議事録署名委員 秋野委員、高澤委員

5 議 事

○ 諒問事項

【資料-1】

山形県屋外広告物条例第2条第1項第6号の指定地域について

○ 報告事項

【資料-2】

- (1) 東北中央自動車道の供用に伴う今後の規制について
- (2) 屋外広告物を取り巻く最近の動向

議 事

(議長)

本日の諒問事項であります山形県屋外広告物条例第2条第1項第6号の指定地域について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

～ 資料-1に基づき説明 ～

(議長)

質疑に入る前に、今回事前に現地調査に参加している委員がいらっしゃいますので、そのご感想とご意見について秋野委員から順番にご報告願います。

(秋野委員)

私は、東根北IC、村山北IC、村山大石田ICの3つの追加ICを見させていただきました。現地で見たのと説明の写真で見たのとでは少しイメージが違うのですが、私なりの感想を説明いたします。

東根北ICについては、最上川そのものが車から見えるわけではなかったのですが、すぐ近くに最上川を感じられる気持ちの良い風景でしたので、そのような広がりのある風景を広告物で阻害されることのないように規制した方がよいと思いました。

村山北ICも東根北ICと同様に、最上川の雰囲気を感じられるような地域で、加えてそば街道という魅力的な場所が近くにあるので、しっかり規制して、広告物が乱立せず、あるいは品位のある広告が設置されるようなICになるといいと思います。

村山大石田ICは、国道と並列している所に、もっと多くの既存の看板を見ましたが、これらが規制されることをいい機会ととらえて、観光客への的確に品位を持って案内できるようにした方がいいと感じましたので、規制した方がよいと思いました。

(三原委員)

私も、東根北 IC、村山北 IC、村山大石田 IC の 3 つの追加 IC を見させていただきました。

基本的に屋外広告物の規制の問題というのは、公共的な景観をどのように守っていくのかということと、経済の問題が絡んでくると思います。全てにおいて景観のために規制するのは経済活動を停滞させる恐れがあります。

この 3 つの IC については、ほとんど同じ性質を感じたのですが、先ほどの説明の表にもありましたように、IC を降りる方のほとんどが観光面で利用するのではと思います。広告がたくさん設置されることによって経済が盛んになるかどうかということよりも、観光で来た人が 広告物を見て、もう 1 度来てみたいと思うか、がっかりしてもう来なくとも良いと思うかどうか。そのことの関係の方が大きいと思います。

さくらんぼやそばを食べに来る人たちに対して、経済効果を抑制するような厳しい規制はど
うかという意見もあるかもしれません、今のような規制であれば逆に山形の観光にとっても良
いのではと思いましたので、3 つの IC とも通常の IC と同様に規制の適用から外さない方が良い
と思いました。

(山畠委員)

私は 4 つの IC 全てを見させていただきました。

米沢中央 IC は県外からの来訪者が利用されることが十分想定されるため、規制の趣旨に沿って、原則通り規制して良いと考えます。

東根北 IC については、のどかな田園地帯が広がる地域であり、その景観を守る意味でも特段適用を除外する理由はないと思いました。

村山北 IC 及び村山大石田 IC は同じ理由で、県外からの来訪者が利用されることが十分想定され、そば街道も近くにあるので、新たに屋外広告物が乱立されることのないように、規制の趣旨に沿って原則通り規制して良いと考えます。

(鈴木委員)

私も 4 つの IC 全て見ております。

米沢中央 IC については、位置的に米沢市内への正面出入り口にあたり、まさに山形県の玄関口になる IC だと思います。道の駅も整備されることから、通常の IC と同様の規制が必要と思われます。

東根北 IC については、4 つの追加 IC の中で一番、地元住民の利用率が高いと思われます。現状でも不適格になる看板もありませんし、将来の観光果樹園への来訪者の利用も見込まれるので、やはり規制の対象とするべきと思いました。

村山北 IC について、他の委員と同様にそば街道へのアクセスで観光利用が増えそうと思われます。通常 IC と同様の規制が妥当だと思いました。

村山大石田 IC についても、大石田そば街道へのアクセスで観光利用が増えそうで、通常 IC と同様の規制が妥当と思いました。現地に行って非常に感動したのですが、すぐ近くを流れている素晴らしい最上川の景観を維持してもらいたいと思います。

それから、県の独自の条例について、私も知らなかったのですが、綺麗な景観は来県者に対するおもてなしという県の考え方がある一般的に知られていないと思いました。

(事務局)

熊坂委員からは事前に意見をいただいておりますので、それを読み上げます。

「米沢中央 IC については、インターチェンジができることにより、街並みが変わると思います。3kmの規制というのは観光資源の上でどうかと思われますが、規制の適用を除外する理由にはならないと思います。」という意見でした。

東根北 IC については、「インターチェンジができることにより、工場などの新規参入などが出てくると思います。通常ICと同様に規制はあった方が良いと思います。」という意見です。

村山北 IC については、「どちらかというと大石田そば街道への誘導看板が増えるのではと懸念されます。規制はあった方が良いと思います。」という意見です。

村山大石田 IC については、「村山北 IC と同様に案内看板が増えるのではと懸念されます。他と同様に規制はあった方が良いと思います。」という意見でした。以上です。

(議長)

各委員からの感想と意見では、4つのICとも多くの観光客が見込まれるので、品位ある広告を望むという意見で、現行とおり規制してよいという意見だと思います。

それでは意見があれば挙手願います。

(金内代理)

2点申し上げます。

1つは諮問という形ではありますが、米沢中央ICと村山大石田ICについては平成29年度の供用なので、ここで審議する意味は十分あると思いますが、他の2つのICについては供用開始年度が未定なのに本日審議する必要があるのかと思います。

2点目なのですが、追加ICは、地元からの要望があつて設置されることになったICです。今回、審議するにあたって関係する市・町の意見を聞いているのかどうか。聞いているのであれば内容を教えてほしいと思います。

それを聞いてからの意見になるかもしれません、各委員からはそば街道へのアクセス看板が増えるので、規制する必要があるという意見が多いのですが、逆に言えば、そば街道に行きたい場合、案内看板が必要とも言えるのではないかでしょうか。確かに看板の大きさの問題はあるのかもしれません、いかがでしょうか。

そういう意味では、私は米沢中央ICについては規制するのはよいと思いますが、村山北 IC 及び村山大石田 IC については規制する必要はないと思います。

この度の審議は、例外を作ると言うよりも規制を強化していいですかということですから、その辺は自由度があつても良いと思います。まして既存の案内広告物があまり無いとすれば、今後、そば街道に来る観光客に対して、案内看板を設置して分かりやすいようにした方が良いと思います。

(議長)

ただいまの質問について、事務局から説明願います。

(事務局)

最初の質問につきましては、確かに東根北 IC と村山北 IC については供用開始が明らかにされておりませんが、近い将来供用開始されるのは確実なことと、村山大石田 IC と近接していることから併せてご審議いただきたいと考えたところです。

周辺の市町村から意見を聞いているのかということにつきましては、通常、規制が変わる際に説明はさせていただいておりますが、今回は道の駅の設置が予定されていることなどもありましたことから、関係市には事前に説明させていただき、規制された場合も基準とおりの広告

物を設置する予定と聞いております。

一般の方に対しては、規制が決まれば順次周知していく予定です。また、広告物設置者に対しては、屋外広告物の許可更新の機会を捉えて説明してまいります。なお、規制後につきましても5年間の猶予期間があるので、その間に丁寧に説明させていただく予定です。

そば街道への案内看板については、規制されるといつても看板が設置できないわけではないということと、県としては道路の案内標識を充実させることで、規制が厳しくなった部分をフォローしていきたいと考えております。

(金内委員)

追加で質問ですが、現在はIC名が仮称になっています。告示される場合、仮称では書けないわけですから、告示の際には正式な名称を書かなければならないわけでして、したがって質問はICの正式名称が決まってからでも良いと思います。

2つ目ですが、今の条例では規制が厳しくなるのは市町村は分かっているからいいだろうということではなく、平成23年度の審議会で個別に審議するということになったわけですから、きちんと周辺市町村から意見を聞くべきだろうと思います。

ことに4つの追加ICは、地元市町村が活動しなければできなかつたICですから、特に地元の市・町の意見を聞く必要があるのではないかでしょうか。

(事務局)

手続き的にどうかという意見でしたが、今後、審議会を開く際には、そのような意見を踏まえまして対応していきたいと思います。

(議長)

他に何か質問はありますか？

(杉山委員)

今回のようにIC付近の規制については、これまでも議論してきたのだと思います。

私も、今回の審議対象となるIC付近の場所も見ていますが、周辺は非常に広々とした山を見渡す素晴らしい景観があります。それから最上川の景観も山形県の人達は大事にしていると思います。

そういう意味では、今回は規制を適用した方がふさわしいと思います。県外の者としての視点ではそう思います。高さが8mの広告物が規制で5mになるといつても、それでも十分大きいわけですから。

私は埼玉や千葉などの凄い広告群を見ているので、山形の人達は素晴らしい所に住んでいると思っています。できるならば景観を大切にしてほしいと思います。広告物は建ってからでは撤去が難しいので、なるべくなら事前に規制して建てないようにする。それから広告物の内容の質についても品位のあるようにお願いする。そういうことを、もう少し地元の方と調整しつつ良好な景観を存続してほしいと思います。

ただ、以前の審議会で適用から外した三瀬ICやいらがわICは、規制から外した結果、どうなっているのか知りたいと思います。看板が乱立しているのかどうか説明いただきたい。

(事務局)

三瀬IC及びいらがわICに関しては適用を外しているものの、もともと広告物が設置されるような地域ではないので、乱立しているかと言えば、そうはないのが実情です。

しかしながら通常のICであれば、適用を外せば乱立される可能性はあると思います。現に他県であればIC周辺に大きな広告物が設置されておりますので、それを鑑みれば、本県の条例では、IC周辺の景観を良く維持しているのではないかと思います。

(議長)

平成23年の審議会では、地元のためのインターチェンジということであったので、規制を外しても良いとなりました。三原委員も見ていましたよね？

(三原委員)

三瀬IC及びいらがわICについては、行けばすぐ分かりますが、規制をしてもしなくても特に看板が建つような場所ではないのですね。地元の生活のためのICです。そういう意味では、今回の4つのICとはだいぶ違います。

それから、そば街道への案内広告を建てたくなるという意見もありましたが、先ほど申し上げました通り、経済効果は考えなければならないと思います。ただ、現状の景観を維持するか、もっと良くするか、という視点を求めたいと思います。

また、広告物に高さ制限はあるものの、まったく建てていけないわけではないので、そこは程よい感じで、山形のそば街道は素敵になればいいという気持ちを込めて、私は規制して良いと思いました。

(秋野委員)

私も三原委員と一緒に、当時、三瀬ICといらがわICを見たのですが、緊急道路の出入りのためのインターチェンジという意味合いが強いと思います。

そば街道については、規制した方が良いと思う理由としては、三原委員と同じで案内はもちろん必要ですが、ある程度の決まりごとがあって、そば街道らしい品位をもった乱立しない広告で案内してほしいと思います。

(議長)

ほかに何か意見がございますか？

意見が無いようでしたら、各委員の意見としては通常のICと同様に規制すべきということで、これを踏まえ、今回の諮問事項であります条例第2条第1項第6号の知事が指定する区域については、変更せずに現行のとおりとすることによろしいでしょうか？

異議なしという方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

挙手多数ですので、審議会としては現行のとおりと答申いたします。

なお、答申文の内容については私に一任させていただくことによろしいでしょうか。

《異議なし》

(議長)

続きまして、2件の報告事項に入りたいと思います。なお、質疑については、2件の報告後にまとめて行いたいと思います。

では、事務局より説明願います。

(事務局)

～ 資料一2に基づき説明 ～

(議長)

これら2件の報告事項について、御質問、御意見ありますか。

(山畠委員)

私からも屋外広告物を取り巻く情報を提供いたします。安全点検に関しては国交省で点検指針を年度内に作成するという動きがあります。私も委員として参加しています。

もう一つ、これは提案なのですが、屋外広告物の景観面及び安全面で違反している広告物が非常に多い。現状の違反広告物に対する罰則規定はハードルが高すぎて、違反している業者から見ればどうせ罰則を適用しないだろうということもあって、なかなか是正されないという状況がみられます。

よって、抑止力として罰則規定の中に、社名、業者名を公表するような規定を盛り込んで、そこで企業の社会的な姿勢を問いただしたり、市民の意識向上に資するような目的の内容を今後検討していったらいいかがということを提案させていただきます。

(議長)

ありがとうございました。今の提案について対応は可能でしょうか。

(事務局)

行政が氏名等を公表するということは2つほど意味があるのではと思います。いわゆる社会的不利益を与えるということで制裁的な公表ということと、もう一つは例えば食中毒を起した場合に危害の防止を図るという注意喚起的な公表ということになろうかと思います。

山畠委員のご提案は前者になろうかと思いますが、全国的に導入が拡大している傾向にあると思います。その場合、条例に定める必要がありますが、安全管理のガイドラインの件もありますので、今後併せて研究させていただきたいと思います。

(議長)

貴重な御意見ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

無いようですので、以上を持ちまして、本日の事項はすべて終了いたしました。活発な御意見ありがとうございました。

(事務局)

和田会長ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(鈴木委員)

規制が強化された場合、不適合となる広告物が出てきますが、その場合の撤去費用について、行政側の負担などがあるのかどうか。

それから、規制として出てくる500mや3kmといった基準値を、全て一律ではなくて、実態に応じて柔軟に対応していくべきではと思いました。

(事務局)

是正に対する支援については、屋外広告物は一般に法人又は個人の財産であることから、公的な資金による助成は難しいというのが現状です。これに変わる措置として、5年間の経過措置を認めているところです。

500mにつきましては考え方には根拠がありまして、一般に視認距離は「文字の高さ×250」とされており、屋外広告物の高さを2mとした場合、250をかけると500mとなり、その数値を規制の基準値としております。

3kmにつきましては、条例を改正した時の趣旨を調べないと何とはつきりとは申し上げられませんが、恐らく、一般に中景といわれる距離が3kmということと、ICから3kmというのは道程でして、よって、ICから降りた観光客に対して、3kmくらいは山形の良好な自然でおもてなししましょうという趣旨だったのではないかと推察しております。

(事務局)

ほかに何かありますでしょうか。

では、以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

(了)

平成28年10月28日

議長 和田直人 

議事録署名人 秋野公子 

議事録署名人 高澤由美 